

議案第41号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 この条例は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第4条 中心市街地法第9条第11項に規定する認定基本計画の公表の日（その日が中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「中心市街地法省令」といふ。）第3条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」といふ。）から起算して3年内に、中心市街地法省令第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」といふ。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第4条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第号） 第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）に対しては、当該家屋又はその敷地である土地

う。）を設置した者については、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舎又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払るべき金額の定めのある施設に係るものと除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号） 第2条第1項第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成25年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第3条第1項の表の1の項に掲げる企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）に対しては、当該家屋

の取得（前2条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

（課税免除の届出等）

第5条 第2条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限（以下「延長申告期限」という。）までに、法人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

又はその敷地である土地の取得（第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

（課税免除の届出等）

第6条 第2条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限（以下「延長申告期限」という。）までに、法人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は延長申告期限までに、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあっては、当該委

(1)～(5) 略

2～4 略

(不均一課税の適用の申請)

第6条 第4条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2～4 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 第4条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事

(2) 第4条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) その他参考となるべき事項

業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年3月15日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 第4条及び第5条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) 第4条の規定による不均一課税の場合にあっては、同条に規定する家屋の取得価額

(4) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第7条 正当な理由がなく、第5条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第5条第4項若しくは前条第2項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第8条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得

3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条及び第5条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得

した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条又は第4条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第9条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条若しくは第4条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は

を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項又は第3条から第5条までの規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は

一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第10条 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第5条又は第6条の規定により届出又は申請をする者が選択するいずれかの規定を適用する。

(届出書等の提出)

第11条 この条例の規定により知事に提出すべき届出書、申請書その他の書類は、課税地を所管する県税事務所長を経由して提出しなければならない。

は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第11条 第2条から第4条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第6条又は第7条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。